⑶　一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年12月24日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の公示９その他⑵による手続きを行った者を除く。）でないこと。

⑸　申請書の受領期限の日から開札の時までの期間に、中国地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑺　電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業者の登録を受けていること。

⑻　省CO_2化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

⑼　分任支出負担行為担当官から入札説明書の交付を受けた者であること。

３　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒728―0011 広島県三次市十日市西６―２―１　国土交通省三次河川国道事務所経理課契約係　高田　広幸　電話0824―63―4121（内線224）

⑵　入札説明書の交付場所及び交付方法　⑴の問い合わせ先で手交または郵送により交付。手交による交付は、交付の際、受領者の署名・押印を必要とする。郵送による交付は、郵送料を別に必要とする。

⑶　申請書の受領期限　平成29年２月16日17時00分

⑷　競争参加資格確認の通知日　競争参加資格の有無の通知は、平成29年２月22日を予定する。

⑸　入札書の受領期限　平成29年３月８日17時00分

⑹　開札の日時及び場所　平成29年３月９日13時15分　国土交通省三次河川国道事務所入札室

４　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項　入札の参加を希望する者は、上記３⑶に示す受領期限までに必要な申請書等を上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。

なお、開札日の前日までの間において分任支出負担行為担当官から申請書等の内容に関する照会があった場合には、説明しなければならない。

⑷　落札対象　申請書を基に、分任支出負担行為担当官において競争参加資格が確認された入札書のみを落札対象とする。

⑸　入札の無効　競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

⑹　契約書作成の要否　要

⑺　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑻　上記２⑵に掲げる一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）を有していない者も上記４⑶により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札までに当該資格の認定を受け、且つ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑼　発注者が必要と認めた場合には参考見積書の提出を求める場合がある。

⑽　詳細は入札説明書による。

５　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Isamu Mizoyama Chief of Miyoshi Office of River and National Highway, Chugoku Regional Development Bureau.

⑵　Classification of the services to be Procured : 26

⑶　Nature and quantity of the services to be required : Electricity used in the Miyoshi Office of River and National Highway, Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

⑷　Delivery period : From 1 June, 2017 through 31 May, 2018.

⑸　Delivery place : as in the tender documentation.

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting

②　have Grade A, B, C or D on “manufacturing of products” or “selling of products” in Chugoku Area in term of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every Ministry and agency)

③　not be under suspension of nomination by Director General of Chugoku Regional Development Bureau from Time-limit for the tender to Bid Opening

④　not be the Building constructor that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned.

⑤　be an Electricity Retailer registered under the Article 2―2 of the Electricity Business Act.

⑥　Fulfill the requirement mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing CO_2 and environmental impact

⑺　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification : 17 : 00　16, February, 2017

⑻　Time-limit for tender : 17 : 00　8, March, 2017

⑼　Contact point for the notice : Hiroyuki Takada Contract Section, Accounting Division, Miyoshi office of River and National Highway, Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 6―2―1 Toukaichi-nishi, Miyoshi-shi, Hiroshima-ken, 728―0011 Japan TEL 0824―63―4121 ex. 224

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年１月17日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長　加賀　　至

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

○気象第54号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　14

⑵　調達件名及び数量　火山監視データ保存・共有機器の購入　１式（電子入札対象案件）

⑶　調達案件の特質等　仕様書のとおり。

⑷　納入期限　仕様書のとおり。

⑸　納入場所　仕様書のとおり。

⑹　入札方法　上記１⑵の件名の納入に要する一切の諸経費を含めた総価で行う。落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑺　電子調達システムの利用　本案件は、証明書等の提出・入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、あらかじめ紙入札方式参加願いを提出しなければならない。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。